

ろうきん福祉定期預金

(2025年11月1日現在)

1. 商品名と概要	<p>・ろうきん福祉定期預金</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>障害基礎年金・遺族基礎年金等を受給されている方、または、児童扶養手当・福祉手当・健康管理手当等を受給されている方がご利用いただける定期預金です。</p> </div>						
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま						
3. 期間	<p>・1年のみ</p> <p>*非自動継続のスーパー定期預金証書口。</p>						
4. お預け入れ方法							
(1) お預け入れ方法	・一括してお預け入れいただきます。						
(2) お預け入れ金額	・1万円以上 350万円以下						
(3) お預け入れ単位	・1円単位						
5. 払い戻し方法	・満期日以後に一括して払い戻しいたします。						
6. 利息							
(1) 適用金利	・お預け入れ時のスーパー定期預金の店頭表示の利率に所定の金利を満期日まで上乗せします。						
(2) 金利の見直し	・市場金利の変動により、金利を見直す場合があります。						
(3) 計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。						
7. 税金	<p>・個人のお客さま・・・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%）</p> <p>* 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</p> <p>* マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。</p>						
8. 手数料	——						
9. 付加できる特約条項	・「預金担保ローン」をご利用いただけます。						
10. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	<p>・満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻しいたします。</p> <p>・中間利払い済みである場合、利息計算の結果、支払済みの中途利息が中途解約利息額を上回る場合があります。その場合、利息の差額は解約元金から控除いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率						
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率						
6か月以上1年未満	約定利率×50%						
11. 一部解約のお取扱い	・一部解約のお取扱いはできません。						

12. 預金保険制度	<p>・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息）で保護されます。</p>
13. 金利情報の入手方法	<p>・店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。</p>
14. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】 0120-86-3760</p> <p>受付時間 平日 午前 9 時～午後 6 時</p> <p>（土日祝日・振替休日・12 月 31 日～1 月 3 日は休業）</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp/</p>
15. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<p>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、ろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは東京三弁護士会、ろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時</p>
16. その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。</p> <p>・別に定める年金または手当の受給者を対象としますので、受入れの際は年金証書などを提示していただきます。詳しくは窓口等にお問い合わせください。</p> <p>・ご利用はお一人様につき 1 店舗の取扱いに限らせていただきます。</p>